

## 別紙 PDF (A)

「やむを得ない事由」の「8. 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である。」のみに該当する方へ

博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」の「8. 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である。」のみに該当するとして要約公表等を申請した方の論文は、学位授与日から最長5年で自動的に全文が公表されます。

(「許諾書」で届け出ていただいた公表可能日から、自動的に公表されます。)

出版契約等を行い、全文を公表することができなくなった場合は、大学院係に申し出ていただき、インターネット公表に関する許諾内容の変更手続きを行ってください。

### **変更手続**

#### 1. 【提出物】

- (1) 博士論文のインターネット公表に関する確認票 (所定様式)
- (2) 許諾書 (変更届) (附属図書館長あて) (所定様式)
- (3) 博士論文公表方法に関する特例申請書 (所定様式)
- (4) 「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料
- (5) 博士論文の要約公表等についての意見書 (所定様式)
- (6) 「博士論文の内容の要約」等の修正 PDF (東京大学学術機関リポジトリ用)  
(変更後の「やむを得ない事由」にあわせて、内容を修正したもの)

人文社会系研究科ホームページに掲載されている、別紙「学位授与後の提出物について」及び「博士論文の公表方法について」を熟読の上、提出書類等を準備してください。

参考：人文社会系研究科ホームページ

[http://www.l.u-tokyo.ac.jp/student/doctor\\_thesis.html?page=1](http://www.l.u-tokyo.ac.jp/student/doctor_thesis.html?page=1)

2. 【提出方法】許諾内容の変更手続きを行いたい旨、大学院係 ([in@l.u-tokyo.ac.jp](mailto:in@l.u-tokyo.ac.jp)) にメールでご連絡ください。  
おって、個別にご案内します。

(注) メールタイトルは、「博士論文インターネット公表 許諾内容変更 (氏名)」とし、連絡項目 (1) ~ (4) についてお知らせください。

連絡項目：(1) 氏名、(2) 専門分野、(3) 学位授与年月、(4) 変更内容の概略